

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十号中「規則」を「省令」に、「旅館業法施行条例」を「奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例」に、「旅館業法施行細則」を「奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則」に、「細則」を「規則」に改め、同号(十)中「規則」を「省令」に改め、同号十一中「第三条第七号ア(13)」を「第四条第七号ア(13)」に改め、同号十二中「第三条第七号イ(3)」を「第四条第七号イ(3)」に改め、同号十三中「細則第五条」を「規則第六条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。